

5 本人確認に必要な書類

番号確認 (正しい番号であることの確認)	身元確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)
「個人番号カード(顔写真付)」(1枚で両方の確認ができます。) ※なお個人番号記載用紙を封筒に封入して提出する場合、両面のコピーが必要となります。	
「通知カード(顔写真なし)」 「個人番号の記載された住民票の写し」など	<div style="text-align: center;">+</div> 官公署から発行された写真付きの証明書 「運転免許証」「運転経歴証明書」 「パスポート」 「身体障がい者手帳」 「精神障がい者保健福祉手帳」 「療育手帳」 「在留カード又は特別永住者証明証」 など ただし上記書類をお持ちでない場合は、 「健康保険の被保険者証」「年金手帳」 「健康保険等資格喪失証明書」 「児童扶養手当証書」 など2点以上で確認します。

○「個人番号カード」をお持ちの場合、1枚で番号確認と身元確認ができます。

「個人番号カード」をお持ちでない場合、例えば「通知カード」と「運転免許証」など、番号確認ができる書類と身元確認ができる書類のそれぞれが必要となります。

※申請書に記載の保護者(申請者)に関する上記書類が必要となります。

保護者以外の方については、上記マイナンバー確認用の書類は不要ですが、保育料決定等のために各種書類が必要になる場合があります。

6 問合せ先

名称	電話番号	名称	電話番号
北区保健福祉センター	6313-9857	東淀川区保健福祉センター	4809-9857
都島区保健福祉センター	6882-9889	東成区保健福祉センター	6977-9159
福島区保健福祉センター	6464-9857	生野区保健福祉センター	6715-9857
此花区保健福祉センター	6466-9857	旭区保健福祉センター	6957-9857
中央区保健福祉センター	6267-9857	城東区保健福祉センター	6930-9065
西区保健福祉センター	6532-9028	鶴見区保健福祉センター	6915-9107
港区保健福祉センター	6576-9857	阿倍野区保健福祉センター	6622-9865
大正区保健福祉センター	4394-9914	住之江区保健福祉センター	6682-9857
天王寺区保健福祉センター	6774-9857	住吉区保健福祉センター	6694-9857
浪速区保健福祉センター	6647-9895	東住吉区保健福祉センター	4399-9857
西淀川区保健福祉センター	6478-9857	平野区保健福祉センター	4302-9857
淀川区保健福祉センター	6308-9423	西成区保健福祉センター	6659-9824

教育・保育施設等を利用申込するときは 個人番号（マイナンバー）の提出が必要です

区保健福祉センター

子どものための教育・保育給付の保育認定申請（認定変更申請を含みます。）を行うにあたっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の3の規定により、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

このため申請の際には、マイナンバー記載用紙に必要な方のマイナンバーを記入して提出していただきますようご協力をお願いします。

個人番号（マイナンバー）を記載した書類を提出いただく際には、法令上、本人確認が必要となります。

1 記載方法

個人番号記載用紙に、氏名等の必要事項とともにマイナンバーを記載してください。

2 記載の対象者

申請に係る保護者（こどもの父母）、こども、その他世帯員等

3 本人確認のための必要書類

マイナンバーの提出にあたっては、本人確認が必要となります。

（1）本人が区の窓口で直接提出する場合は、本人確認用の証明書類の持参が必要です。

必要となる書類については、「5 本人確認に必要な書類」をご確認ください。

（2）区の窓口で直接申請書等を提出する場合であってご本人がお越しにならない場合など、封筒に封入して提出する場合は、個人番号記載用紙と本人確認用の証明書類の写しを封筒等に同封して提出してください。

4 必要な手続き

子ども・子育て支援新制度における次の手続きで、マイナンバーの提出が必要になります。

（1）新たに認定を申請する場合

（2）受けている認定内容等や届出内容を変更する場合

（3）認定証の再発行を申請する場合